

平成 27 年 6 月 29 日

# 平成27年登米市議会定例会 6 月定期議会 議案

(その 3)

登米市議会

議員 番



発議第8号

平成27年6月29日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 佐々木 一

登米市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

登米市議会会議規則の一部を改正する規則

登米市議会会議規則（平成 17 年登米市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第93条に次の 1 項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

別表中「第162条関係」を「第169条関係」に、「副議長並びに議会運営委員会委員、各常任委員会及び広報広聴委員会」を「副議長並びに議会運営委員会、各常任委員会、広報広聴委員会及び議会改革推進会議」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 6 月29日から施行する。

(提出の理由)

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、登米市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、登米市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第 2 条）並びに委員会への欠席に関する規定（第 93 条）及び政策企画調整会議の構成員の一部を改める規則改正案を提出するもの。

平成27年6月29日

登米市議会議長 沼倉利光 殿

提出者 登米市議会議員 二階堂 一 男

賛成者 登米市議会議員 及川 長太郎

賛成者 登米市議会議員 佐々木 幸 一

賛成者 登米市議会議員 佐藤 恵 喜

賛成者 登米市議会議員 及川 昌 憲

賛成者 登米市議会議員 八木 しみ子

国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを  
行わないことを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第1項の規定により提出します。

(別紙)

## 国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないことを求める意見書

政府は第 189 回通常国会に、「国際平和支援法案」及び「平和安全法制整備法案」の 2 法案を提出、現在、国会で審議中です。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など 10 法案を一括したものです。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものです。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に違反することは明らかです。

政府は長年にわたって「憲法 9 条下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一本化を憲法違反としてきました。

今回の 2 法案は、平和憲法下のわが国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、国会における参考人をはじめ多くの憲法学者が「違憲」と批判していることなどからも、国民の多くは、「なぜこの時期に平和安全法制の見直しをしなければならないのか」、「日本が戦争や紛争に巻き込まれるのではないか」、「自衛隊員の安全はどうなるのか」など大きな疑問と不安を感じ、慎重審議を望む声が大きくなってきています。

このように、国民の理解が深まらない状況下で、憲法への抵触まで指摘される中では、慎重な対応が必要です。

よって、本市議会は、国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 6 月 日

宮城県登米市議会議長 沼 倉 利 光

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
内閣官房長官	菅	義偉	殿
外務大臣	岸田	文雄	殿
防衛大臣	中谷	元	殿